

第二期
武蔵野市学校教育計画（仮称）
策定委員会
第3回 特別支援教育部会

平成26年6月25日

於 武蔵野市役所西棟4階 412会議室

武蔵野市教育委員会

第二期武蔵野市学校教育計画（仮称）策定委員会
特別支援教育部会（第3回）

○平成26年6月25日（水曜日）

○出席委員（10名）

| | | | |
|-----|---------|-----|------|
| 委員長 | 葉養正明 | 部会長 | 橋本創一 |
| 委員 | 小山田 穰 | 委員 | 熊井重彰 |
| 委員 | 古賀良彦 | 委員 | 河村祐好 |
| 委員 | 斉藤秀司 | 委員 | 青木八重 |
| 委員 | 矢加部 万理子 | 委員 | 竹内道則 |

○事務局出席者

| | | | |
|--------|------|--------|------|
| 教育企画課長 | 大杉 洋 | 教育支援課長 | 稲葉秀満 |
|--------|------|--------|------|

○日 程

- 1 開 会
- 2 橋本部会長あいさつ
- 3 報告事項
 - (1) 本日の特別支援教育部会の目的・内容等について
 - (2) 第3回（6/18/水曜日）の学校教育部会の内容について
- 4 協議事項
 - (1) 武蔵野市の特別支援教育推進のための「今後の方向性」について
 - (2) 第二期学校教育計画の施策の体系（案）における「施策12・13・14・15」の主要事業・取組について
 - (3) 「施策12・13・14・15」の主要事業・取組における重点事業について
 - (4) 「第二期学校教育計画 第IV章 施策の体系」における施策の方向性【4】及び「施策12・13・14・15」の記述内容について
- 5 その他

◎開会の辞

○稲葉教育支援課長 皆様、こんばんは。

◎配付資料・議事録確認

○稲葉教育支援課長 それでは、初めに配付資料と第2回部会の議事録について、ご確認をいたします。

まず、本日の次第が1枚、先週、郵便でお送りしました案内文「委員の皆様方へ」がA4、1枚、本日の協議事項で使用するA3の資料①、②が2枚、資料④の合計4枚がございます。それ以外に、本日、席上に配付しました資料2、3、4がございますので、ご確認のほど、お願いいたします。

また、前回、第2回の部会の会議録ですが、本日までが校正の締め切りとなっておりますので、校正のある方は、また事務局にお渡しいただければと思います。

配付資料及び議事録確認は以上でございます。

皆様、よろしいでしょうか。

それでは、第二期武蔵野市学校教育計画（仮称）策定委員会、特別支援教育部会の第3回の会議を始めたいと思います。

皆様のお手元に、本日の次第を配付しております。本日は、この次第に沿って進めさせていただきます。

◎橋本部会長あいさつ

○稲葉教育支援課長 次第の2に移ります。橋本部会長、ご挨拶をよろしくお願ひいたします。

○橋本部会長 皆様、お集まりいただきまして、ありがとうございます。

本日が、実はこの特別支援教育部会、最後の部会となります。本委員会のほうに来月から戻りますので、具体的な討論については、きょういろいろと出していただければと思います。毎回、具体的なご意見をいただきまして、本当に感謝しております。私自身も個人的に大変勉強になっております。

特別支援教育の部会で、特別支援教育といいますと、とかく特別支援学級にいる児童・生徒

への支援に偏りがちですが、実は通常学級にいる障害のあるお子さん、または診断は受けていませんが、そうした支援のニーズがあるお子さん、たくさんいらっしゃいますので、この2つの学級、通常学級と特別支援学級の両方にお子さんを対象にしておりますので、ちょっといつもご意見が、こっちへいたり、あっちへいたりということで、いろいろと難しいところはありますが、またそういったことよりも、具体的に子どもたちのことを、こうしたらいい、ああしたらいいということをご意見いただければと思います。最終的には、武蔵野ならではの特別支援の取り組みというものが、でき上がるといいなと思っております。

きょうも一日、よろしく願いいたします。

以上です。

○稲葉教育支援課長 橋本部長、ありがとうございました。

それでは、橋本部長、進行、よろしく願いいたします。

◎報告事項

(1) 本日の特別支援教育部会の目的・内容等について

○橋本部長 それでは、次第の3のほうに入らせていただきます。

本日は、報告事項が2件あります。

まず、本日の特別支援教育部会の目的・内容についてです。

前回、議論を行ったことを踏まえまして、今後の方向性、施策の体系、主要事業・取組、重点事業について、それぞれ修正箇所などを中心に、きょう議論を行っていきたいと思います。後半で、学校教育計画に記載します施策の方向性と施策12から15の記述内容について議論することになっています。

それでは、事務局のほうからご説明をお願いします。

○稲葉教育支援課長 本日は、大きく4つの協議事項がありますので、各協議事項の内容と、それらのつながりについて、少しゆっくり説明させていただきます。

なお、本日は、休憩、休み時間が10分程度ありますので、有効にご活用ください。

それでは、内容についてご説明いたします。

本日の部会は、大きく分けて2部構成となっております。

前半は、協議事項の(1)から(3)となりますが、前回、第2回の部会でご議論いただいた協議事項について、前回の案へのご意見を記載した資料、マル旧と、それをもとに事務局で修正、補充をしたマル新をご用意いたしました。

資料①の今後の方向性をごらんください。こちらには、左側に前回の案、その下に前回の部会で出された主なご意見を記載しております。

資料②－１、同じく－２の施策の方向性４、「子ども一人一人の教育的ニーズに応える特別支援教育を推進します。」の施策の12から15までの４つの施策。そして、各施策の下に記載されています主要事業・取組が合計で14ありますが、前回出されました議論を踏まえて、３つの重点・取組に二重丸をしております。

具体的には、施策の12の下に、１、２、３、４とありますが、それが主要事業・取組で、施策の12の主要事業・取組のうち、２、学校全体としての専門性の確保のためのシステム構築に二重丸が記載しておりますが、それが重点事業・取組です。

ここで、議論を進めていく上で、施策、主要事業・取組、その下にあります推進項目について、確認をさせていただきます。

このまま、資料２にあります施策12をごらんください。

施策につきましては、頭出しに「施策」と記載がありますので、ほかの項目と混在することはありませんが、その下に、１、校内における特別支援教育推進のための体制の強化など、先ほど説明したのが主要事業・取組に該当いたします。

その下に、（１）校内委員会の活性化、同様に（２）、（３）といったものが推進項目となります。つまり、３つの層に分かれておりますので、ご注意ください。

また、今回は、この推進項目を中心に、重点的な取り組みについて議論をいただきましたが、学校教育計画全体の中では、数ある主要事業・取組の中から重点事業を選定いたしますので、改めてご確認のほど、よろしく願いいたします。

休憩を挟みまして、後半は、資料④になりますが、学校教育計画に実際に記載されます施策の方向性４と施策の12から15の各施策の記述についてご論議いただき、前半の方向性４、体系図、重点事業とあわせて、次回の学校教育計画の全体協議の場へと報告する予定となっております。

なお、協議事項（１）の今後の方向性は、その後続きます協議事項を深めるための資料であり、ここにある記載が、学校教育計画にそのまま記載されるものではありません。

長くなりましたが、事務局からは以上です。

○橋本部会長 ありがとうございます。

今のご説明について、ご質問等ありましたらお願いいたします。

今、主に資料１についてご説明いただきましたけれども。

よろしいでしょうか。また、後ほど何かございましたらご指摘ください。

◎報告事項

(2) 第3回(6/18/水曜日)の学校教育部会の内容について

○橋本部長 続きまして、報告事項の(2)第3回学校教育部会の内容についてというところを、また事務局からご説明をお願いします。

○大杉教育企画課長 それでは、私、大杉のほうから、先週6月18日にありました第3回の学校教育部会についてのご報告をいたします。

わかりにくくて恐縮ですが、黒四角で書いてあります資料の2と3と4をごらんいただきたいと思います。

まず、この資料2、A3、横長のものが、施策の体系の全体像でございます。基本理念の下に3つの柱がございます。実は、このA3のその下にホッチキスどめで案Bとありまして、A4の横のものがついておりまして、ちょっとこの違いが、3つの柱のところ、表のほうはⅠ、Ⅱ、Ⅲ、並列なのですが、案B、2枚目のほうは「生きる力」を育む教育の下にⅡとⅢ、教育環境と地域と協働した教育があるという構造になっておりまして、それで前回、第2回目の部会で、ここの3つの柱の関係についていろいろ議論がございました。

「生きる力」を育む教育を支えているのが、Ⅱの学びの質を高める教育環境と、Ⅲの学校と地域が協働した教育ではないかといったような意見もございましたが、いろいろ議論、あとそれに関連しまして、この「生きる力」を育む教育というのは、全体的に係る全ての理念的なものではないかと。なので、ここはもっと教育内容で、違う言葉にしたほうがよいのではないかとといったような議論などもございましたけれども、全体的にはこの案Aのような、3つを並列したようなことでよいのではないかという意見がございました。

そこに関連して、資料3、A4、縦長の表紙、1枚目のところを見ていただきたいのですが、上のほうにロゴが3種類ぐらいございます。これが3つの柱をうまくイメージ、図示化できないかということでのアイデアでして、事務局のほうでいろいろ、ああではないか、こうではないかということで案を提示させていただきましたが、右の下の円が3つあるものが、比較的ちょっと学校教育部会の委員の中ではイメージが近いんじゃないかと。ⅡとⅢの上にⅠが乗っかっているようなイメージで、Ⅰの「生きる力」を育む教育というのが、やっぱりちょっとボリュームとしてはもう少し大きいようなイメージなのかなという意見がございました。

施策の体系といたしましては、個々に施策の順番を入れかえたりといったようなことはご

ざいしましたが、全体で27の施策の数、その下にそれぞれ主要事業と取組がぶら下がっているということで、前回の部会からの修正事項については、黒い、ゴシック、太文字で書いてあるところが修正事項でございました。

この資料3のほうにつきましては、それぞれの施策の具体的な主要事業・取組について文章化したものでございます。

資料3の1ページ目でいきますと、全体のリード文的なもの、あと3つの柱の1番目、「生きる力」を育む教育の説明といったものが続きまして、2ページ目をめくりますと、施策の方向性1の「知性を磨き、個性を伸ばす教育を推進します。」、これについてのまず説明と、その下にぶら下がる施策の1から4までの内容が書かれてきております。

学校教育部会では、2回目のときに一度この文書を提示しておりますので、そこから先週のいただいた意見で修正したもので、この資料になっておりますので、例えば施策の3の本文中のところ、網かけをしているところが、その修正事項といったような意味合いでございます。

文章は、ちょっと長くなりますので、そういうことで、またこれを見ていただければと思います。

また、あと1つ、もう一つ、資料、A4、1枚で資料4、第IV章、これからの武蔵野市の教育というものがございます。これについては、最初の基本理念と武蔵野市が進める重点的な取組事項の案ということでございます。

基本理念のところにつきましては、次回の合同になりました委員会で、またご議論いただきたいと思っておりますので、前回の学校教育部会でもさほど議論はしてございません。

裏の2番目、武蔵野市が進める重点的な取組といたしますのは、学校教育部会のほうからの重点的に進める取組事項としては、一応8つ、重点7と8が空欄でございますけれども、8つというのが事務局としてのたたき台で、これについて議論をしていただきまして、文言の修正ですとか、あとやっぱり体力向上の取り組みについては、やはり入れたほうがよいのではないかという意見などもございましたので、また合同した、もとだった委員会では、その意見を反映した形で修正案を出したいと思っております。

また、こちらの特別支援教育部会のほうでも検討されました重点的な取組事項とあわせまして、またこの施策の体系も今、施策の方向性4のところ、非常に網がかかった薄い形になっておりますけれども、これが本日の部会でいただいた議論で、またここに一緒にした形で次回の策定委員会のほうでお諮りをしたいと思っております。

以上でございます。

○橋本部部长 ありがとうございます。

学校教育部会の報告でしたが、今の件について、ご質問等ありましたら、どうぞ、お願いします。

○熊井委員 1つ、よろしいですか。

○橋本部部长 はい、お願いします。

○熊井委員 この体系図の施策の方向性の5番ですけれども、「社会の変化に対応し、教育課題の解決に向けた取組の充実を図ります。」というふうになっていますけれども、これは前回確認したんでしたっけね。前は重点的に取り組む課題云々というような、表現になっていたと思うんですけれども、そこは学校教育部会のほうで変えたということでもいいんですかね。

○大杉教育企画課長 はい。前回の部会でご意見がございまして、修正をしたところでございます。

○熊井委員 わかりました。私もこのほうがいいと思います。

○橋本部部长 ほかに、何かご質問ありましたら、お願いします。

よろしいでしょうか。

それでは、この辺で報告事項のほうは終わらせていただきます。

◎協議事項

(1) 武蔵野市の特別支援教育推進のための「今後の方向性」について

○橋本部部长 続きまして、4番、協議事項に入ります。

協議事項の1、武蔵野市の特別支援教育推進のための「今後の方向性」についてです。

前回の部会で出た意見を踏まえて、修正があった旨、事務局から先ほどもご説明ありましたが、この点について質問及び協議を行いたいと思います。

それでは、また改めて詳しく事務局のほうからご説明、お願いします。

○稲葉教育支援課長 資料①をごらんください。今後の方向性についてです。前回の議論を踏まえて、大きく変わった点についてご説明をいたします。

前回、左側ですね、①から⑤までの方向性をお示ししましたが、今後の方向性についても、施策の12から15の順番に合わせて並びかえたほうがよいのではないかと。③の記述の前半部分、交流及び共同学習、副籍制度等のさらなる充実は、それ以降の文面と分けたほうがよいのではないかと。また、左側の下半分に記載されているようなご意見もいただいております。

その後、事務局で整理を行い、右側、マル新とあるように、施策12から15の並び順に、そ

それぞれの今後の方向性を並びかえました。

また、左側、②の記述は、前半が施策の13、後半が14に分かれたこともあり、分けて記載をしております。

具体的には、後半の記述、「また、以上の進行状況について定期的に協議・評価し改善の方向を探る各関係機関の連携による協議会を整備していきます。」が、施策の14へ移りました。

最後に、前回、③に記載をしました「共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システムの構築の環境を整える上から、「合理的配慮」を行う」との記述については、この施策の12から15に記載をしています全体的な方向性を包括するような理念的なことになりますので、こちらの文言を一番下のほうに記載をして、上を包括しているようなイメージで記載をさせていただきました。

事務局からの説明は以上となります。

○橋本部長 ありがとうございます。

資料①のA3の旧と新というところを、今ご説明いただきました。施策12から15と関連させて並べかえていますので、どうしても、皆様、恐らく次のページ、その次のページ、いわゆる資料②もごらんになったりしていただいていると思いますが、その点についてはまた次の議題でもやりますが、まず中心に、この資料①の新しい今後の方向性ということについて、いかがでしょうか、ご質問、ご意見等ありましたらお出してください。

はい、どうぞお願いします。

○熊井委員 旧の⑤が新の施策の15関連ということで、「特別支援学級の教室の形態」というふうに修正されて、わかりやすくなっていると思うんですけども、その後の学級も同じように、これは資料②のほうを見ると、特別支援学級の配置のあり方ということなんで、ここも丁寧に言うならば、「特別支援学級の配置の」というふうに入れたほうがわかりやすいのかなと思います。

○橋本部長 新の施策15関連って、白い丸でいうと6個目ですね、一番最後のところで、「学級配置の在り方等について検討し、」のこの学級配置も、恐らく特別支援学級のということになりますので、そこも丁寧にということでしたが。まあ、日本語の問題だと思いますので。

○稲葉教育支援課長 わかりました。こちらでまた検討してまいります。

○橋本部長 検討してください。

ほかに、いかがでしょうか。ご質問、ご意見。

○古賀委員 この合理的配慮というのは、要するに何を言っているんですか。

○橋本部長 合理的配慮が。先生、もう一度お願いします。

○古賀委員 合理的配慮って、何のことを言っているの。配慮というのは、漠然とした言葉なんだけれども。配慮でしょう。配慮って何か、どういう、どこら辺まで配慮なんですか。実際、合理的なのは施策とか制度を設けるとか、何か対応するとかってなるんですけども、配慮って非常に曖昧な言葉なんで、配慮って何を言っているんですか。

○竹内教育部長 事務局であるかどうかわかりませんが、ちょっと補足したいと思います。

昨年できた法律で、障害者差別解消法というのがあって、その中でたしか定義があった、施行は28年の4月で、あと2年間たしかあったと思うんですが、その中で求められている、個別に障害の程度や内容に応じてということかもしれませんが、個別に求められる障害者が申し出た場合には、そういう合理的な範囲の中で、合理的な配慮をしなきゃいけないという、その多分定義をそのまま持ってきているはずです。

○古賀委員 具体的には何をするということなの。

○竹内教育部長 ちょっと後で、私もその機会があればと思うんですが、その場面とか、あるいはその子どもの教育的ニーズに応じて、一つ一つの状況で違うようなんです、その求められること、あるいは対応すべき……

○古賀委員 それぞれの子どもに対してカスタムメイドというか、そういう形の対応をしていくとか、そういうことなんですかね。

○竹内教育部長 そうですね。ちょっと事務局のほうからあるかもしれませんが、例えば教室内の表示物を子どもが、例えば余りうまくない表示をすると混乱してしまうので、その表現について考えましょうとか、学校の現実には教育の場面、場面に応じて、その合理的配慮は何なのかというのが、ちょっとこれから求められると思うんですね。そのためのキーワードとして出しています。

○橋本部長 今、部長さんがお話くださったとおりで、国連の障害者の権利条約の批准の中に、合理的配慮、いわゆるリーズナブルというのの……

○古賀委員 ああ、リーズナブル。

○橋本部長 そうなんです。リーズナブルの日本語訳で……

○古賀委員 合理的だけでしょう、そうしたら。

○橋本部長 そうです。

○古賀委員 配慮は日本でくっつけた。

○橋本部長 そういう文言がございまして、先生おっしゃったとおり、実は一人一人に応

じてということはもちろんなんですけれども、そこで実際は学校や各自治体が責任を持って、一人一人の子に応じて配慮しなさいと。ただ、それがリーズナブル、つまり、いきなりエレベーターをすぐあしたつけろとか、そういうのは難しかったりとかってあるので、そこをうまく、その子に応じて、学校や地域に応じていろいろ取り組みましょうというのがありますので。実際には、まだ文部科学省のほうでも、どこまでを一人一人に応じてリーズナブルにというのは、基準ができておりませんで、それを今、文部科学省なんかで、国でその事例を集めていてというところですから、その点はですから、この武蔵野市でも同じように、こういった形が一人一人の子どもに応じてなのか、配慮なのかというところは積み上げていかなくちやいけないところだと思うんですけれども。

ほかに、いかがでしょうか。

1 ページ目の資料①、よろしいでしょうか。

◎協議事項

(2) 第二期学校教育計画の施策の体系(案)における「施策12・13・14・15」の主要事業・取組について

○橋本部長 では、続けて、関連しておりますので、協議事項の(2)の学校教育計画の施策の体系における「施策12・13・14・15」の主要事業・取組についてというところを、では、また事務局のほうからご説明をお願いいたします。

○稲葉教育支援課長 資料②をごらんください。

先ほどもご説明いたしました、左側が前回の議論を加筆している修正前のマル旧と、右側が事務局で修正をし、本日、ご提案をしていますマル新となっています。

一番上の施策の方向性、4、「子ども一人一人の教育的ニーズに応える特別支援教育を推進します。」は変更はございません。

その下、施策12ですが、左側は「一人一人の教育的ニーズを把握し、適切な指導及び必要な支援を充実します。」と記載をしていましたが、この記述ですと施策の方向性、4と内容が重なっておりましたので、右側、施策12、「特別支援教育を充実させるための教職員の専門性の向上」に改めました。

また、ページをめくっていただきまして、施策14、「子どもが安心して学べる新たな連携体制の構築に努めます。」については、そこに吹き出しで記載のとおり、「安心して学べる」が曖昧であったり、抽象的ではないか、人材活用・専門性といった内容を反映させた表現に改

めまして、右側の施策の14、「子どもの能力・可能性を伸長するための新たな連携体制の構築」といたしました。

以上が施策の主な変更点でございます。

次に、主要事業の変更点についてご説明いたします。

2点ございます。

まず1点目、済みません、ページ、戻っていただきまして、施策の12、主要事業、4、「特別支援教室の指導・支援及び通常の学級との連携の充実」ですが、文言が曖昧でわかりにくいとのご指摘がありましたので、修正をいたしました。

右側、位置は同じですが、主要事業、4、「特別支援教室の指導・支援の充実と在籍学級との校内連携の推進」として、わかりやすい表現に改めました。

もう一点は、主要事業の内容から、記載の場所を改めた点でございます。

申しわけございません、また1枚めくっていただきまして、左側の下です。施策の15、その中の主要事業、3、「特別支援教育推進のための体制づくり」、これにつきましては関係機関との連携にかかわる内容ではないかとのご指摘を受けましたので、施策の15から右側にいきますが、施策の14、こちらの「新たな連携体制の構築」へ変更いたしました。

最後に、推進項目になります。これにつきましては、新旧の対比の説明は、既に左側のマル旧に記載されている吹き出しと、右側のマル新に記載されている二重線を対比して、ご確認をいただければと思います。

例えば、施策の12、1の(1)校内委員会の強化、ここにつきましては強化だけではなく、当然活性化をしていくということで、右側は「活性化」という形で変更しております。

同じく(2)特別支援コーディネーターの専門性の向上は、育成の視点が重要であるというご指摘をいただきましたので、右側、「コーディネーターの育成」という形で記載をしております。

3番の主要事業、(1)特別支援学級教員の専門性の向上と授業改善の推進につきましては、ここには吹き出しには書いてあるんですが、右側のほうは特に変更はないんですけれども、議論の中で、これが非常に大事な施策であり、教育内容にもかかわっていくという議論がございました。

また、(2)の交流及び共同学習の計画的・組織的な推進につきましては、この後、また議論がありますけれども、インクルーシブ教育システムの構築の上から、今後、非常に重要な視点だということをご意見をいただいております。

あと、下のほうにいていただきまして、5番の主要事業、(3)にありました「学校のニーズ」という言葉が、学校にニーズというのは、ちょっと適さないのではないかということがありまして、右側、(3)「教員の研修ニーズ」という形で表現を改めさせていただきました。

施策の13の3番、一番下の主要事業、地域社会全体の連携による子ども・子育て支援の充実につきましては、(3)にありました保護者や地域への理解・啓発活動の促進、これは前回の特別支援教育の策定の際にも非常に議論になりましたけれども、こちらが特別支援教育推進の上で非常に重要だというご指摘をいただきましたので、右側のところは(3)から(1)へ、上のほうに移させていただきました。

また、右側の(3)にあります地域リハビリテーションの理念に基づいてということに記載がありますが、地域リハビリテーションの定義が少しわかりにくいということもありましたが、武蔵野市の福祉のほうでは全ての市民が、その年齢や状態にかかわらず、住みなれた地域で、本人の意思に基づいて安心して生活が続けられるよう関係機関が連携をして、また人が連携をして体系的な支援をしていくということになっております。ちょっとこの言葉だけでは、なかなかイメージはつきづらいんですけども、地域のいろんな関係機関が連携をとって、その方が、例えば男性だろうが女性だろうが、障害があろうがなかろうが、いろんな状態があっても、住みなれた地域に住めるような支援をしていくという理念でございます。

申しわけございません。ページをめくっていただきまして、こちらの2枚目のほうは幾つかあるんですけども、ちょっと時間があれですので、施策の15の3番の特別支援教育の推進のための体制づくり、一番下になります。この中で、今後、この後、議論していただきますけれども、特別支援教育の推進の計画が着実に進んでいるかどうかということを検証する委員会を、今後、設置をして検討していきたいというふうに考えております。

事務局からは以上です。

○橋本部会長 資料②-1、それから資料②-2のところを今、ご説明いただきました。左側のほうの旧のほうには、吹き出しで、前回、委員の皆様からいただいたご意見を簡潔に載せていただいて、それを反映する形で、右側の新のほうで下線が引かれてありまして、または整理、統合されていると思います。

何かご質問、ご意見ありましたら、どうぞお願いします。

○古賀委員 いいですか。

○橋本部会長 はい、どうぞ。

○古賀委員 これ医療・福祉・心理などというのが14の3にあるんですけども、体に関して、先ほど学校教育計画の中で、1の3に健やかな体を育むとありますよね。これは、その健やかでない人に対する配慮というか、そこはどうなっているかということですよ。つまり、最初から障害を持っていらっしゃる方について、全部健やかという言葉で包括していいのか、あるいは特別支援教育の中で体の障害がある人をどうするかということと、それからオリンピックというのは、パラリンピックも含んでいるかということなんですが、パラリンピック、落としておいていいかどうかということなんですが、障害のある方に対する配慮みたいなことを少し入れておいたほうがよろしいかというふうに思うんですが。

○橋本部長 それは先生、具体的にはどこになりますかね。

○古賀委員 そうなんです。だから、全部、先ほどの資料2の健やかな体を育む中で全部包括しちゃっているわけですよ。だから、特別支援教育の中には、実際に体の障害があるという方、てんかんがあつたりとかある方がいらっしゃるわけで、その方々に対する医療的な配慮を少しやるんだというようなことは要らないかということなんですがね。だから、知性・感性って書いてあるから、これはこれでいいわけですけども、知性・感性に加えて健康ということになったときに、健康でない方々への配慮というか、それが抜けていないかという気がするんですが。

○橋本部長 そうですね。

○古賀委員 それが教育じゃないのとなってしまうのかどうかという……

○橋本部長 いや、重要なことだと思いますけれども、資料2ですね、第二期学校教育計画施策の体系（案A）のほうをごらんいただくと、今、古賀先生からお話しあつたところがあります。それは来月、こちらのほう、もっと詰めていきますよね。

○稲葉教育支援課長 はい。全体の中でまた、きょう古賀委員からいただいた意見も、またこちらのほうで全体的にちょっと踏まえまして……

○古賀委員 支援教育の中では、それは特に扱わないということなんです。障害のある方に対するインテンシブというかな、そういう教育をしていくんだということは、支援教育の中ではやっていかないと。支援教育は、あくまで知性・感性を磨くほうでやるんだということですよ。よろしいんですか。

○稲葉教育支援課長 健やかなというこの……

○古賀委員 健やか。それはその全体の中で包括していますよね。その支援教育の中で、特に障害のある方への、それこそ配慮というか、そういうものをうたわなくていいのかという

……

○橋本部部长 改めて、そこでもまたうたうかどうかって話ですよ、古賀先生はね。

○古賀委員 こちらですと、文言が「健やかな体を育む」でしょう。だから、もともと健やかということが前提になっているような気がするんですよ。だから、もともと健やかでない方に対する支援というか、それをどこかでうたっておかなくてよろしいかということなんです。

○橋本部部长 なかなか、ですから重複している部分で、これ恐らく、健やかな体をとというのは、全体、武蔵野市にいる子どもたち全てを対象にということですので、今の古賀先生のお話ですと、特別支援対象の子にも、また改めて強調してうたうかどうかって話のご意見だと思います。

○古賀委員 だから、オリンピックだけを載せるんじゃなくて、パラリンピックを入れておかないとまずいんじゃないかって気がするんですが。

○橋本部部长 まあ報道でもそうですし、全てオリンピック、パラリンピックという言葉が入っていますのでということですね。

その点は、また今のところを記録していただいて、また来月の委員会でも改めてということ。

○稲葉教育支援課長 今のご意見いただきましたので、ちょっと事務局のほうでも議論してまいります。

○橋本部部长 ほかに、いかがでしょうか。

施策12から15について、旧と新をまた眺めていただきまして、大体、委員の皆様から出していただいたご意見は、事務局のほうですごく丁寧に、一文一語ずつチェックしていただいて反映されているかなというところですが。

お願いします。

○竹内教育部長 先ほど古賀先生から言われて、ちょっと改めて思ってみたんですが、先ほどの合理的配慮のところなんです。我々、教育行政としては、先ほどちょっと法律の施行日まで2年間ある。その間の中での学校の教育のさまざまな蓄積の中で合理的な配慮、あるいは通知がそろそろ出るというふうには聞いてはいるんですが、その中でどういうふうには展開していくのか、行政側で求められている義務ですから、それをどう果たしていくのかというのは、この施策の中でいうと施策12の、例えばこの学校全体としての専門性の確保のためのシステム構築の中で、全体的な底上げをして、それが蓄積されていくというふうに、私の中では捉えているんですが、その合理的な配慮というのが、この今後の方向性の中で出されている中で、そ

れが具体的な施策としてどれかで受けとめられているのかなというのが、ちょっと改めて先ほど指摘あったんで、ちょっと気になりました。

それが1つと、もう一つが、今後の方向性の施策14の関連で、関係機関の連携による協議会を整備していきますというのは、これはむしろ学校教育部会のほうでの議論になるので、ここでは確認というふうにしたいと思うんですが、言ってみれば特別支援教育の施策の進捗管理をしていきたいと思いますって、そういうふうな委員会だという認識でいいのかわかるかな。施策の進捗管理であれば、学校教育部会のほうも必要だと思うので、この特別支援教育の部分のみの委員会でいいのかわかるかなというのが、ちょっと学校教育部会のほうでも出てくる可能性があるんで、そういう性質のものとしてここは捉えていいのかわかるかなというのを、ちょっと押さえておきたいなと思いました。

○橋本部長 ありがとうございます。

今の合理的配慮について、部長さんから出た意見で、何か委員の皆様からございますか。

リーズナブル・アコモデーションですから、どこまでをという範囲が、まだ国としても、東京都としても明確に出されていませんので、その辺は、これ武蔵野市の教育の中で具体的に蓄積、また出していかなくちゃいけないところなんだとは思いますが、今部長さんのところから出たのは、専門性の確保のためのシステム構築、施策12の2のところというお話がございました。

一番、国連なんかでは強調されているのは、実は施設、設備なんですよ。そこは、実際には資料2のほうの施策の方向性、7、学びの質を高める教育環境のほうでいろいろたわわていますが、実際には学校施設が、まずはうまく機能していますか、できていますかって、子どもに配慮されていますかというところが一番強調される場所ですので、ここら辺に恐らく何らかの形で、まあ以前からそういう意見が出ていましたけれども、特別支援教育の視点、合理的配慮という視点から文言が入っていただけると一番いいということなんだと思いますね。そのほかに、部長さんおっしゃったような、システムとして専門性とか人的配置とか、学級そのものの配置とかということが出てきますので、その辺、どういうふうに反映していくかということだと思います。

合理的配慮について、いかがでしょうか。よろしいですか。

2点目、今、先ほどの評価をしていく委員会を、特別支援教育のほうで推進のための体制づくりとしてチェックしていくという、進捗状況を管理、評価するそういったチームといますか、部署というか、委員会みたいなものをつくっていくということで、確認してよろしいで

しょうかということでしたが、その点についてはいかがでしょうか。

○熊井委員 私も、その資料①の、今、資料②が、協議事項で資料①の新しい施策14関連の文章ですけれども、今、進捗状況云々の文章が、ちょっとこの施策の14の4にふさわしいのかどうかというのは、この各施策というのは、要するに12・13・14・15ですよ。その進捗状況を点検するというかね、それを語る協議会を整備するというのを施策14の中に入れてしまうという、何か論理的な矛盾があるような気がする。今、部長さんの言った意見とちょっとかみ合っているかどうかあれなんですけれども。

○橋本部部长 今、熊井先生がおっしゃったのは、恐らく全体を評価、チェックしていくものだから、この施策14の中に入れ込むのではなくて、全体を見通すというところに、置き場所の問題の話ですね。それは確かに、そういうことはあるかなと思いますが。

○熊井委員 これ、あれですよ、14の4の(2)の設置校連絡協議会ではないですね。当然これと違いますよね。違う組織の協議会ですね。

○橋本部部长 ただ、なかなか、ではこれの外に置くかということ、置き場所がまた困るんですよ。その辺、ご意見ありますか。

○小山田委員 その左側に、旧のほうで、施策15で、3番にやっぱり特別支援教育推進のための体制づくりで、その(1)にそれが入っていたんですね。この第1次するときも、ここでは学級とか、特別支援教室の効果的な配置などのことが言われているのに、そこに入れるのは、でも置きようがなく、結局ここに置いたという経緯があったんですね。だから、本当はこの施策12～施策15全体を土台で支えるような位置づけにし、それら全体を見ながら協議していくような形になればいいのですが。

あと、ここには幼・小・中・高とか福祉とか医療とか、さまざまな人たちの代表者が入ってもらおうということと、今のような合理的配慮だとかインクルーシブ教育システム構築等の新しい流れを解説して理解を深めていくような、そういう専門家の方にも入ってもらって、常に更新していくような、そういう会議というのが第1のときでも話題になったんですね。

だから、確かに言われてみると、この施策14の4の項目に入っているのは、ちょっとそこに無理やり押し込めちゃったような感じがあって、本当は全体を総括的に見ていくということをお願いしたいのです。しかし、ここに位置づけるには、そこしかないのかという感じということだと思ってしまうんですけれども、この辺はちょっと書きぶりを工夫したほうがいいですかね。どうなんでしょうか。

○橋本部部长 あと先ほど部長さんから、そうするとこれは今、特別支援教育に関しての

み、そういう評価、進捗状況を確認するような委員会をつくったほうがいいということの提案ですけれども、学校教育計画全体のそういう進捗状況をチェックするような委員会も、そうすると必要になってくるんじゃないかというお話もありましたが、その点はいかがでしょう。当然そうかなということは、ご意見としては当然、来月の本委員会のほうで、また少しご意見を出していくという……

○古賀委員 何かないんですか、それは。

○橋本部長 具体的には……

○古賀委員 ないのかな。

○橋本部長 いつもこういう計画に対しては、評価とかチェックするような委員会とか部署というのは出るんですか。

○大杉教育企画課長 教育委員会の場合は、法定の事項がございまして、教育委員会の事務事業を点検・評価するという仕組みがありまして、教育委員会の事務局で作成した事務事業のまとめについて専門家の方から、今は3人の方からご意見をいただいて、教育委員会にお諮りをして、それを市議会のほうに行政報告をしまして公表するという、そういう一連の流れがあります。その流れの一環としまして、教育委員会で行った、これ学校教育計画だけに限らず、生涯学習・スポーツ計画とか、図書館基本計画なども含めまして、年に2回ほど一応点検をして、それを教育委員会の中では報告をしているということはやっております。特に専門的に何か、また別な会をつくってということはやっておりませんが。

○橋本部長 はい、どうぞ。

○小山田委員 ここで言う協議会は、今のとはちょっと違うんですね。実際に実動している各課などが学期に1回ずつぐらい集まって、今やっていることの状況を報告し合って、そこでまたつながるような施策、協働的にやるようなものはないのかとか、そういったことを含めて専門家の方に大きく広く意見をもらって、次の事業に反映させていくという感じ、動きのある協議会といった感じになります。今説明されたのは、その各部、各部の評価ということですよ、つながりとかそういうことではないんですね。

○橋本部長 お願いします。

○熊井委員 まだあれですけれども、資料④の施策14を見ますと、進捗状況を評価、改善していくための組織というのは、いわゆる推進委員会を指していますよね。特別支援教育推進委員会が果たすのが、まあそれだけじゃないと思うんですけれども、進捗状況の評価を担う組織として説明がある以上は、ここに置くしかないのかなって。ここを外すとすると、ここも直さ

ないといけないという……

○橋本部長 資料④の施策14の文章に、まあこの後、事務局からご説明があるところだったんですけども、既に入っているのではというお話ですね。

あと、その学校教育計画で、そういった委員会が必要かどうかというのは、また来月に討論することとして、私の個人的な意見としては、やはり特に支援の必要な子どもたちの教育でするので、この点についてはやはりきちっと専門家なりが委員会をつくって評価して、進捗状況、やっているというチェックを果たすということは、一つ重要なことなのかなというふうにも思っています。

ですから、学校教育計画全体のそういった評価、進捗状況をチェックする委員会が必要かどうかということは、またご議論いただくとして、特別支援のほうに関しては、やはりこういったものが何らかの形であったほうがいいのかというふうには思っておりますが。

いかがでしょうか。全体を通して、資料②で。

はい、お願いします。

○古賀委員 この学校教育計画のⅠの(4)は、子ども一人一人の教育的ニーズに応える特別支援教育とありますね。それで、13のほうは、これは特別が抜けて教育支援になっているわけですよね。全体、カテゴリゼーションの問題というか、国語の問題なんですけれども、教育支援センターというのは、あくまでも特別支援教育の中でというふうに限られてしまうわけではないですよね。ここは、13って特別支援教育があって、その中の教育支援センターになってしまわないかというように思うんですが、カテゴリーをどういうふうに分けるか、あとで附則でもつけばいいかもわかりませんが、これ特別支援教育が必要でない方も、支援センター、当然見ているわけですよね。ここに置いといていいかどうかということなんです。

○橋本部長 では、どうぞ事務局から。

○稲葉教育支援課長 こちらの資料2の施策の9の中にも、教育相談の充実、その中に教育支援センターでの教育相談という項目がございます。古賀委員からもご指摘がありましたけれども、教育支援センター、発達のそういった支援という面もあれば、また教育相談という面もかぶっておりますので、それぞれ併記をする形で今……

○古賀委員 両方に入れてあるからと……

○稲葉教育支援課長 全体調整をしております。

○古賀委員 そうすると、例えば教育支援委員会をつくるって書いてありますよね。そうすると、施策12の特別支援教育コーディネーターというのは、この教育支援委員会の中に入るわ

けではないんですね。施策の12の1の(2)に、前から強調させていただいたコーディネーターが必要だということを言って、そのときの特別支援教育のコーディネートをするだけであって、教育支援を広くコーディネートするわけではないということになるのでしょうか。

○橋本部長 どうぞ。

○稲葉教育支援課長 特別支援教育コーディネーターは、主は当然、特別支援教育を主にしたコーディネーターになりますけれども……

○古賀委員 それ下に入れちゃったほうがいいということはないんですか。

○稲葉教育支援課長 下というのは……

○古賀委員 下というのは、その教育支援の中に入れておくということで、それがコーディネーターはどこにぶら下がって……

○稲葉教育支援課長 どこに入れるか。それは、特別支援教育コーディネーターが、この施策の12に書いてあります教職員の専門性の向上、教職員の方が特別支援教育コーディネーターをされていますので、この施策の13に入れるよりは、学校の中で動いてもらうという意味で、こちらのほうに……

○古賀委員 なるほどね。例えば、もっと広く全体を見渡してコーディネートするという役割の話が、少しリンクしていない気がする。僕が言っていたのは、学校の中だけではなくて全体を見渡して、それをうまくコーディネートしていくという意味でのコーディネーターが必要ではないかということはずっと強調していたんですけれども、そうすると学校の中のやりとりということだと、それ担任同士の話でもいいような話になってということになりますよね。そうでない専門職が必要なのではないかということはずっと申し上げていたように思うんですけれども、そうするとそれは、例えば今度この教育支援委員会というのをつくって、その中がコーディネーターというものを生み出して行って、広くそういう支援をしていくんだということになるんじゃないかというふうに、僕は思い込んでいたんですけれども。その流れで話を、お願いしてきたような気がしたんですが。

○稲葉教育支援課長 施策の13の2の(1)の教育支援委員会のことを今……

○古賀委員 例えば教育支援委員会のもとに、教育支援委員会のもとかどうかわかりませんが、教育支援委員会が協議をして、その中でコーディネーターというものを生み出して、生み出したコーディネーターは、単に学校内の問題だけではなくて、市内の支援の体制そのものを上手にコーディネートしていくというようなものが必要なのではないかと、ネットワークということを行うからには、そういう役割の人が必要になるだろうと。このネット

ワークの濃度というかな、結び目になる人が必要でということは何度か申し上げてきたというつもりなんですけれども。僕はそういうふうに理解して話をして、学校の中で、ただどうするかという話は、ちょっとその話がシュリンクしちゃったような気がするんですけれども。

○田中教育支援課課長補佐 よろしいですか。

○橋本部長 はい、どうぞ。

○田中教育支援課課長補佐 まず、ここで言う教育支援委員会（仮称）というのは、2の上のところにありますように、「就学前の相談」と「就学後の相談」ということで、現在、就学前の相談については就学支援委員会というのがございます。就学した後は、それこそ教育相談という形でお受けをしていくというような流れになっています。これが、今後はだから就学前と就学した後、実際に学校へ入ったところも、いわゆる別の委員会のところでその適応状況の確認ももちろんしますし、ご相談も乗っていくというような考え方で持っています。

この中で、全体のコーディネーターが、もちろんある意味では必要なお話になりますし、上のほうの施策12のほうのコーディネーターは、あくまでも学校教員のコーディネーターなので、自分の学校しかいませんけれども、教育支援委員会……

○古賀委員 これ就学だけになっちゃうんですよね。就学とか、それだけになっちゃうんですよね。今、ネットワークを非常に有機的に動かすために必要な人材を育成するべきではないかということずっと申し上げていて、それはどこかに書いてあるかと思ったら、やっぱり書いてないのかなという気がしたので……

○竹内教育部長 今、古賀先生がおっしゃるのは、1つは施策のデザインがどうあるべきかとか、その課題があるなら制度的にどう変えようかという、そういう全体のお話の要素もあるのか、あるいは個々の援助のあり方について、例えば学校を超えた部分であるとか、あるいはその就学の時系列も超えた部分で何かその調整が必要なのか……

○古賀委員 とりあえず、そこからスタートするしかない……

○竹内教育部長 その後のほうだと、ひょっとしたらこのスクールソーシャルワーカーの効果的活用が、今のところ1人ですけれども、それが本来的にはスクールソーシャルワーカーって、そういうものを含めたものだと思うんですね。ちょっとその両方があって、ちょっと事務局のほうも、どちらのほうで対応するかというのは……

○古賀委員 どうなんですかね。

○矢加部委員 古賀先生がおっしゃっているのは、そこにいくと、学校だけではなく、それ以外についても相談できるというような。特別支援教育のワンストップサービスみたいなもの

ではないかと思います。

○古賀委員 フリーではないけれども、全体を見通してどういうふうに各ネットワークの組織をうまくあいにも働かせてくれて、そのお子さんのために、どういうふうに役立てていくかということデザインしていくという人が当然必要になるだろうというふうに思うんですね。だから、それをずっと見ていると、何かそういう人がいれば随分スムーズにいったらうなというケースがあるわけですね。だから、そういう人があるといいなということをやっと申し上げてきて、それはコーディネーターという言葉が出てきたもんですから、ではそれがそうかと思ったのが、そうではないような話だなというふうに思ったんですが。

○橋本部長 古賀先生がおっしゃっているコーディネーターというのは、一般の用語としてのコーディネーターで、実はこの施策12の1にある特別支援教育コーディネーターというのは、今の小中学校の学校の教員がやる係分担の名称なんですね。もう既にこれは法律の中で定められている、文部科学省から出ている用語でして、特別支援教育コーディネーター、学校の教員がやる分掌ですので、だから先生がおっしゃっているコーディネーターという役割でいうと恐らく、私が今お聞きしていると、施策13の3番にあります、やはり地域リハビリテーション理念に基づいた支援の検討の中で、そういったキーパーソン、コーディネートをする役割の人を専門的に置いて機能させるということのご提案だと思うんですね。

○古賀委員 「リハビリ」という言葉が適切かどうかわかりませんが。

○橋本部長 教育だけではなく、福祉、医療、その他、いろんなところと連携をとってくださるキーパーソン、コーディネーターが必要だというご提案ですね。

ただ、これはあれですね、具体的に言うと、恐らく教育の分野だけじゃなくて、今お話のとおり福祉、医療のほうの地域リハビリテーション理念というのが武蔵野市にはあるわけですね。そちらとのリンクが、整合性がということになりますので、必要性は十分やはり認識されていると思いますが、そこら辺はですからあれですね、もうちょっと福祉のほうと詰めていただくということが必要になりますかね。

○古賀委員 それを忘れずに……

○稲葉教育支援課長 よく事務局も理解できましたので、改めてちょっとこちらのほうで……

○橋本部長 何かしらのそういう、やっぱり連携という文言だけだと、いつもこう、ああ連携ってまたうたっているなというだけでして、今、古賀先生のご提案、恐らくもう一歩進めて、そういう人材を、役割の人を置いたらどうかというご提案だと思いますので、その辺はや

っぱり考えていくという方向性なんかは出せるといいですよ。

○稲葉教育支援課長 わかりました。また、こちらのほうでも……

○橋本部長 はい、どうぞ。

○小山田委員 ぜひ、古賀先生の言われたように、実現できたらいいな。でも、考えてみれば各関係機関をつなぎ、専門的な素養があって、しかも動きながら人をつなげていくような人材って、そう簡単ではないんですが、さっき話題になった武蔵野市全体の特別支援教育を推進する会を設置したらいいんじゃないかというような話があったんですが、そういった中でこれが話題となって、実際にこれに予算をつけて人を確保しないと、そういう専門的に、きめこまかく動いてくれる方ってなかなか把握が難しい。また、そういう人、実際にいるのかどうかというような、そういう人たちが育っていくような、だんだんと育っていってもらえるようなそういう人を、でも武蔵野でスタートできたらすごいなと思いますね。

○稲葉教育支援課長 事務局のほうで、それが実現できるように、まず検討をしてみたいです。

○葉養委員長 いいですか。

○橋本部長 はい、どうぞ。

○葉養委員長 この問題は、都の生涯学習審議会でかなりやったんですよ。教育課等の問題で、私、副会長をやったときに小委員会でもって提言して、それで東京都はそのための予算化をして、それで渋谷が特にプラットフォームの土台があってモデル的にやったんですけども、ただ広がらなかったんですね。ほかの自治体に広げようって、都が一生懸命やったんですけども、広がらなかった。あと自治体でいうと、杉並区が福祉とか教育、医療のやはりプラットフォームをつくらうとしたことがあるんですね。あれも何か、絵は描いてあるんですけども、結局、何か絵だけで終わっちゃったような感じが、そういった。学校と地域との関係だと、学校支援地域本部事業ですね。実行委員会がありまして、私、野田市の座長をやっていますけれども、平成18年からスタートしていますね。東京理科大があります。東京理科大の学生さんを200人以上、小中学校にボランティアで派遣するような事業も、理科大の教授を副座長に入れ込んであるんですが、やったりしております。だから、事業はもうかなり前から動いているので、それをだからこういう領域に具体的に、武蔵野市、土台がしっかりしているというか、きちんとつくろうということであれば、むしろほかの地域にモデル内容の様子も一緒に。

でも、事業そのものは相前からやっているから、東京都の社教主事さんが中心になって、もう20年ぐらいやっていますから、そのちょっとアイデアを集めたほうがいいかもしれません。

結構、いろいろ難しい点もありますが。

○橋本部部长 ありがとうございます。

ちょっと時間が押してきました、まだ議題が残されていますので、済みません、続けていかせていただいでよろしいでしょうか。

◎協議事項

(3) 「施策12・13・14・15」の主要事業・取組における重点事業について

○橋本部部长 (3)の施策12、これはそうですね、主要事業の取組における重点事業についてというところに、いきたいと思います。

また、事務局のほうからご説明をお願いします。資料④ですね。

○稲葉教育支援課長 資料②になります。

○橋本部部长 ②ですね。

○稲葉教育支援課長 引き続き、資料②を使います。資料②の2枚目をごらんください。

施策15の下に星マークの「なお」以降になりますが、前回の部会で協議の場に上がりました各内容、つまり各推進項目の中でも特に重点的に進めたほうがよいとご意見をいただきました項目につきましては、推進項目の末尾に黒丸を記載しています。全体で9個ついていますが、これにつきましては今回の教育基本計画とは別に作成する「武蔵野市の特別支援教育について」（仮称）の中で、重点的な扱いとさせていただく予定です。

また、学校教育計画の本文についても、協議事項(4)でも議論していきますが、そこでの記述に一定程度反映させたほうがよいなどのご意見があれば、今後、調整を図るつもりでございます。

少しわかりにくい説明で申しわけございませんが、ご承知おきください。

それでは、本題であります重点事業の説明をさせていただきます。

重点事業は、以下の3点を案とさせていただきました。

資料②の1枚目をごらんください。お戻りください。

1つ目は、施策12、主要事業、2の学校全体としての専門性の確保のためのシステム構築です。その内容につきましては、推進項目に従って説明いたします。武蔵野市独自の事業の一つであります専門家スタッフですが、専門家スタッフは発達障害を専門とする大学教授等で、小中学校に年間8回程度訪問し、児童・生徒の授業観察を行い、学校に対して対象児童・生徒

への指導上の工夫などについて専門的な助言を行っています。学校側も、自校の特別支援教育コーディネーター、また必要に応じて市の派遣相談員に来校してもらい、その専門的なアドバイスを多くの関係者で直接共有することを行っています。

次に、下にあります（２）ですが、平成25年度から小学校にもスクールカウンセラー、こちらは東京都からの派遣ですが、その方と市の派遣相談員、こちらは大野田小学校の地下1階にある教育支援センターからの派遣となります。それぞれ臨床心理士であります、派遣元が違いますけれども、派遣先の小中学校で連携・協力を図ってまいります。

最後に、（３）サポートスタッフになります。サポートスタッフは、発達障害について専門的に学んでいる大学生・院生です。主として、人とのかかわり方に難しさのある児童・生徒に対し、授業時間を初め休み時間や給食・清掃の時間などに支援を行い、学校生活への適応を図っています。

以上のような専門的な学校支援人材を学校全体で活用するシステムを構築していく、この事業を重点事業とさせていただきました。

２つ目は、２枚目、ページをめくっていただきまして施策の14の主要事業、1、都立特別支援学校との連携の充実です。エリアサポート校のコーディネーターに、現在も市内の特別支援学級を中心に助言を受けていますが、今後ともこの制度を活用していきたいと考えております。また、副籍制度についても充実を進めます。

３つ目ですが、施策の15、主要事業・取組の2、特別支援教室・特別支援学級等の効果的配置です。この4月に、井之頭小学校に市内小学校3番目となる情緒障害等通級指導学級、かわせみ学級が開級いたしました。これにより、東地区の児童の通級人数をはなみずき学級と分散することができ、第四小学校、はなみずき学級が、今年度から試行的に通常の学級への巡回指導を始めました。今後は東京都の特別支援教育推進計画、第Ⅲ次実施計画でのモデル事業の推移を見ながら、武蔵野市においても試行的に始めました巡回指導の課題を整理し、今後の拡充も視野に入れ検討してまいります。また、特別支援教室につきましては、まだ設置していない小学校がございますので、そのさらなる充実についてもあわせて検討してまいります。

この3点目は、新規事業として効果が大きい分、財政的な負担も一定程度の大きさがありますので、その点も見据えて重点事業に挙げさせていただきました。

事務局からの説明は以上です。

○橋本部長 ありがとうございました。

済みません、私の進行の不手際で、事務局のほうで、きょうは休憩を真ん中に挟んで、委

員の皆様にちょっと考える時間を与えてくださいということをおっしゃっていただきましたので、今のご提案を受けて、ちょっとお時間を、5分ほどでいいですかね、10分とることになっていましたけれども、あの時計で20分ですね、8時20分になりましたら再開させていただきますので、その間、ちょっと資料をまたごらんいただきまして、ご質問やご意見など、ご用意していただければと思います。

では、ちょっと休憩をとりたいと思います。

午後 8時14分休憩

午後 8時20分再開

○橋本部長 それでは、再開させていただきます。

協議事項3の重点事業についてです。

まだ、ご意見やご質問等でご発言いただいていない委員さんも、きょうまだいらっしゃいますので、どうぞお話しただけるとありがたいなと思います。

青木委員さん、どうぞ。いかがですか。

○青木委員 そうですね、ごく最近、非常に身近なところでちょっとありまして、学校にお問い合わせをさせていただいたことがありまして、やっぱり普通の学級なんですけど、ちょっとお手当が必要なタイプの子が、1人に限らず2人、3人いる場合もある。担任1人では対応し切れないと、授業もしなきゃいけないので。いろいろ学校のほうでは、すごい対策をしてくださっているんですけど、やっぱりサポートされる大学院生の方の人数が足りないとか、予算が足りなくて加配がつけられないとか、そういうことになってくると非常に厳しいんですよという話はされていたので、非常に素晴らしいコメントが並んでいる中で、実際に本当にそのようにしていただかないと、現場の子どもたちがその子を助けてあげたり、現場の担任の先生が非常に苦勞されているということになってしまうという心配がありました。

○橋本部長 そうですね。ぜひこれは、事務局も、部長さんもいらっしゃいますし、こうやって計画で出ていますので、順次やっていただけるものと私も信じておりますが。

矢加部委員さん、いかがですか。今のこの重点という点についてはいかがでしょう。

○矢加部委員 重点項目の14の4について、全体の状況など指揮、管理してくれる部門があればと思います。そういう意味で、今後の方向性、方針で、施策12から15関連で○をうって置いてありますが、この下のダイヤのように別枠で置けば少し全体が見渡せるような体制が作れるのではないのでしょうか。

○橋本部長 先ほどから意見も出ているところだと思います。この辺は、また事務局のほうでちょっと検討していただけますかね。

恐らく、こういうところに、中に入っていないと実施していきまよというところになっていかないからということもあるんだと思いますので、その置き場所についてはまたちょっと考えて、検討していきたいというふうに思います。

○稲葉教育支援課長 ちょっとまた全体の中でも……

○橋本部長 そうですね。

○稲葉教育支援課長 施策の体系の外に、そもそも置けるかという、大きなちょっと話もありますので、預からさせていただきます。

○橋本部長 斉藤先生、いかがでしょうか。

○斉藤委員 今お話を聞いていて、やっぱり人的支援をいただくことは大変大きいなというふうに思っています。もはやこの問題は、多分、学校の教員、今手持ちでいる教員だけで全てが完結するものではないと。積極的に人を入れていく、もしくは人が、教員が出ていくという形にしないとうまくいかないだろうと思っています。

小さな例になるかもしれませんが、サポートスタッフ、大変ありがたい制度だと思っております。それから、専門家スタッフ、対象生徒を見ていただいて、うちの学校でも定期的に入れていますが、大変ありがたいです。ただ、入れて終わりにしちゃうと、それぞれの担当とかそれぞれの専門が単発で終わってしまうので、その専門家スタッフのミーティングには教員も入っているし、スクールカウンセラーも入っているし、市の相談員も入っているし、場合によっては福祉やメディカルの方も入っていただくような機会があれば、とてもいいなというふうに思っています。それが、恐らくさっきからお話に出ている学校の分掌としてのコーディネーターじゃない、スーパーバイザーコーディネーターというか、ソーシャルワーカーというか——的な方がやっぱりいてくださると大変ありがたいと。

私、ここ1週間を振り返っても、自分の学校のちょっと1人の生徒について、私が支援センターに行き、警察に行き、児童相談所に行き、メディカルに相談に行きとやっていると、私、そちらのソーシャルワーク系は素人なんですが、素人なりに少しラインがつながるんです。だから、それ専門にやっていただける方がいれば、置き場所という議論もあるんですけども、どこに置くにしても、配置がありきになったら、大変有効に学校は活用できるという印象を持っています。

以上です。

○橋本部長 ありがとうございます。

河村先生、いかがでしょう。

○河村委員 施策15の重点項目のところは、特別支援教室・特別支援学級等の効果的配置ということで、今後とても大切になっていくところだというふうに考えます。ただ、このところと施策12の3番に書かれているところとの関係をもう少し、お話をしていただけるとありがたいなと思いました。

というのは、例えば施策12の3番の(3)と施策15の2番の(3)が、どういう関係になっていくのかというところが、ちょっと見えにくかったのですが。

○橋本部長 いかがでしょうか、事務局のほうから。

○稲葉教育支援課長 そうですね。今、委員からのご指摘があった、非常に似た内容になっているのは事実だと思います。主要事業として、15の2のほうについては、今後の発展的な広がりのところを重視した記載になっていまして、12の3につきましては、今の体制のより中身を深めていくようなことを中心に書いてあるんですけれども、ただ委員の今ご指摘のとおり、この(3)と同じ(3)が非常に似ていると、かぶっているというところのご指摘は指摘のとおりですので、また事務局のほうでももう少しここを整理して、記載の表現も必要があればちょっと変えていきたいなと思いますけれども、逆に言うとそれだけ通級指導学級、特別支援学級の中の通級指導学級の担任の先生が、通常学級への今年度から巡回指導を始めたんですが、非常にこれがそれだけかぶっている記載があるということは、それだけ非常に重要な項目になっているということのあらわれもありますので、ちょっとまたこちらのほうで検討したいなと考えております。

以上です。

○橋本部長 そのほか、いかがでしょうか。この重点。

はい、どうぞ。

○古賀委員 専門家スタッフですけれども、専門家スタッフ間のコミュニケーションというのはあるんですか。というのは、大学の教授が多いんですよ。みんな違うこと言う。だから、多少そこら辺の、統一といかないまでも、その共通項を持った人たちであるべきだと思うんですけども、そのコミュニケーションはあるんですかね。まさか同じ子を見て、随分違うことを言う人が集まったらと思うので、それどうなっているのか。セレクションを大体どうしているのかと。

○橋本部長 専門家スタッフ。専門家スタッフ、今、何名ぐらいいらっしゃるんで

すかね。

○古賀委員 結構いるんですよ。

○稲葉教育支援課長 専門家スタッフ同士の交流の場、こちらでは設定して……

○古賀委員 交流というか、年に一遍ぐらい集めて、多少議論させているとあってあるんですか。

○稲葉教育支援課長 そもそもAという小学校であれば、Aという小学校に毎年違う専門家スタッフの方が行くというよりは、かなり専門家、そういった長い期間、行っていますので、変わったりすると……

○古賀委員 かなりAという学校に、その専門家スタッフに染まっているという気がする。何というかな。だから、そうじゃない形のを本当は、例えば発達障害なんていうとみんな勝手なこと言うわけですよ、専門家はね。だから、そこら辺を少し議論させておいてということは、やっぱり必要なんじゃないかというふうに思うんですよ。また、そういう交流の場みたいのをちょっとやっておくとか、大体そういうお互いのコミュニケーションを図っておいたほうがよろしいかなというふうには思うんですよ。

それから、「専門家スタッフ」って言葉おかしくないですか。「専門スタッフ」のほうが、ずっとそうだと。でも、「家」をつけないと、大学教授は承知しないかもしれないけれども、普通「専門スタッフ」でしょうね。「専門家」の「家」と「スタッフ」って重なっているんじゃないかと思うんだけど。「専門スタッフ」なんて言うと、何か修理屋さんみたいで嫌がる教授がいるのかもしれないけれども、「専門家スタッフ」って何か重なっている言葉だと思いますけれども。

○稲葉教育支援課長 ちょっと名称については、今後、検討したいと思うんですけども、専門家スタッフの方は、お忙しいということもありますけれども、専門家スタッフは、実際学校に行ったときには、市の派遣相談員とかスクールカウンセラーとか、いろんな関係者が、その専門家スタッフの意見を取り入れながら、意見を取り交わして、そのお子さん……

○古賀委員 だから、こういう縦のラインの中でやるならいいけれども、専門家スタッフ同士の横のつながりみたいのがないと、随分、1人の子どもを見てもそれぞれ勝手なことを言うだろうなというふうに思うんですね。だから、そこら辺の連携みたいなものを、年に一遍でもいいから集めて、勝手なことを言わないようにさせるというほうがよろしいかなというふうに思うんです。

○稲葉教育支援課長 事務局のほうでも、ちょっと試みとして、またそういったことが可能

かどうか検討してまいります。

○橋本部長 工夫と申しますかね、そういうある程度の、専門家って言われている方々ですから、ある程度の水準はお持ちなんだと思いますけれども、その中でも支援課のほうで、いわゆる工夫をしていただいているということかなと思いますので。

ほかに、いかがでしょうか。重点的な取組事項についてはよろしいでしょうか。

どうぞ。

○熊井委員 今回の論議しているのは、黒丸、重点事業ですか、それとも二重丸の主要事業、どっちでもいいんですか。

○橋本部長 二重丸のほうですよ。

○稲葉教育支援課長 二重丸のほうで、全体の会議の中では、この二重丸の主要事業を主に全体の中で話をしておりますので。

○熊井委員 ちょっと今、前回の会議録を、短時間ですけれども、復習したんですけれども、それとこの二重丸、3つありますよね、その辺は当然反映されて、二重丸、3つつけているんですね。

○稲葉教育支援課長 一定程度の反映もしたつもりなんですけれども。

○熊井委員 ええ。施策の15の2なんですけれども、主要事業とするにはすごい大事なことなんですけれども、いずれも各、(1)、(2)、(3)が検討や研究の段階で、検討、研究は軽いつて言っているわけじゃないんですけれども、主要事業としてちょっと弱いのかなというか、主要事業とする以上は、もうちょっと現実性のある何かね、充実するとか推進するとか、そういうことでないと、何かちょっと検討や研究だと、果たしてどうやって評価するのかなということで、そこが正直、気になりました。

○橋本部長 どうぞ。

○稲葉教育支援課長 済みません、ちょっと私、先ほどご説明した内容を間違えておりました、今、重点事業の2番の特別支援教室の(3)の特別支援学級担任による巡回指導の研究につきましては、申しわけございません、資料④にも書いてあるんですが、東京都の特別支援教育の推進計画の実施計画で、特別支援教育構想が示されていまして、その中でのモデル事業の都の動向を踏まえての研究を受けて、武蔵野市のほうでも効果的な配置を検討していくという意味合いのものでございます。

また、今ここには検討が並んでいるというお話があったんですけれども、(1)の特別支援教室につきましては、特別支援教室、または通級指導学級がない学校が残りわずかでありま

すので、そこについて少し拡充を広げていきたいという、こちらの意図もありまして、先ほどご説明したように、財政的なちょっと負担も一定程度市のほうにアピールするためには、ここを重点事業にさせていただきました。

前回の学校教育部会でも、一定程度の理念的な重点と、あと実現するために一つの手段として、財政的なものも踏まえて重点事業をしていくのも一つの考え方だということもありましたので、ここについてはそういった形で重点事業にさせていただきましたけれども、また委員の先生方でご議論いただきまして、より適切な重点事業があれば、そこもまた踏まえて事務局のほうで整理をしていきたいと考えております。

○橋本部長 今、熊井先生のご指摘は、恐らくここに「の検討」って書いてある言葉にひっかかっていらっしゃるんだと思いますので、これがそのまま「の検討」がなくなって拡充とか配置って言い切っていただくのが、一番恐らくいいというご提案だと思いますが、今の事務局のご説明は、いろいろ予算的な問題があるので、検討って入れておいていただいて着実に頑張りたいという表明ですね。

○稲葉教育支援課長 また、今、逆に委員の先生方から、もっと拡充だというご意見があれば、当然、事務局はそういった声を反映させるのが事務局ですので、熊井委員のお考えがそういうことであれば、うちとしてもぜひそういった文言も検討というか、前向きに取り入れていきたいとは思っていますけれども。

○橋本部長 いかがでしょうか、この点。確かに熊井先生おっしゃっているように、重点という割には「の検討」というのが、ちょっと2つ続いていますのでね。もしあれでしたら、例えばとっておいてもいいのかなということもありますが、いかがでしょうか。

では、「の検討」をちょっとこの（１）、（２）はとっていただいてということで、ちょっと進めていただくということでよろしいでしょうかね。

○稲葉教育支援課長 はい、わかりました。

◎協議事項

（４）「第二期学校教育計画 第四章 施策の体系」における施策の方向性【４】 及び「施策１２・１３・１４・１５」の記述内容について

○橋本部長 それでは、お時間もありますので、まだ引き続き資料④のほうの施策の方向性のほうがございますので、協議事項の４で記述内容について、資料④ですが、事務局のほうからご説明をお願いします。

○稲葉教育支援課長 資料④をごらんください。

ここまでさまざまな議論を行ってまいりましたので、その内容は大分かぶっております。かぶっていない事柄について、ご説明いたします。

最初に、施策の方向性4についての説明でございます。

ここで、1段落目では、武蔵野市の特別支援教育の方向性について記述をしております。

2段落目の「交流及び共同学習」等を推進し、障害の有無やその他の個々の違いを認識しつつ、さまざまな人が生き生きと活用できる共生社会の形成の基礎づくりを推進と記載しておりますが、これは施策の12の2段落目にも同様な記述がございます。今後のインクルーシブ教育システム構築上の重要な視点と位置づけられております交流・共同学習を推進するに当たりまして、学習活動に参加した実感・達成感が持てるよう実施計画の作成や、円滑に効果的に活動を推進するための支援員の配置を検討していきたいと考えております。

施策の13ですが、こちらにつきましてはライフステージの変化による相談・支援が切れないう、関係機関における継続的な連携を行ってまいります。

施策の14です。こちらにつきましては、学齢期の児童・生徒を中心として新たな連携体制の構築を考えておりまして、専門職の活用を初め都立特別支援学校のセンター的機能についても、重点事業とあわせて進めてまいります。

こちらの施策の14の最後の2行目ですね、その進捗状況を評価し改善していくための「武蔵野市特別支援教育推進委員会」（仮称）の設置についても、計画も実施について検討してまいりますと書いてありますが、特別支援教育につきましては、先ほどから議論がありますように、そのお子さんの発達を支援していくためには、福祉とかほかの関係機関との連携が非常に欠かせないという特殊性があると考えておりますので、その考えに基づいてこのような記載をしております。また、委員の方々には、また議論をしていただければと思っております。

最後の施策の15、多様な学びの場の整備と学校間の連携の推進につきましては、第1段落目には就学支援シートのこと、また後半では相談支援ファイル（仮称）の作成に向けての検討と書いてあります。これは小・中・高の一貫した指導・支援が受けられるよう、各段階の子どもの成長の記録を作成し、共有化する支援ファイルとなっております。

最後ですが、先ほどから申し上げますとおり、東京都の三次計画の特別支援教室構想について記載をしております。

また、最後にありますが、特別支援教室、武蔵野市独自の新たな設置についても、今後、年度ごとに検討・設置を進めていきたいと考えております。

事務局からの説明は以上です。

○橋本部長 ありがとうございます。

この件につきまして、ご質問、ご意見、お願いいたします。

はい、どうぞ。

○青木委員 質問的なことなんですが、就学支援シートというのは、幼稚園などから小学校に上がる時に保護者が記入して出すあれですよね。

○稲葉教育支援課長 そのとおりです。

○青木委員 あれを、その当時、出すと大変なことになるんだよといううわさを聞いて書きづらかったという記憶がありまして、明らかに自分の気をつけてもらいたいなということがあられる方は書けると思うんですが、余りさわってほしくないとか、書きにくいということで保護者が出さなかった場合、それは園とか保育園からは学校のほうに連絡がいくものなのかなというところなんです。

○橋本部長 どうですか。

○稲葉教育支援課長 就学支援シートにつきましては、恐らく平成21年度から導入されたかなと思っております。確かに最初はその制度が始まったばかりで、こちらの説明も若干不足していたのかもしれないんですけども、そのような一部うわさがあったのかもしれませんが、ただ、この2年ほど状況がかなり変わってきてまして、件数が今、200件……

○田中教育支援課課長補佐 昨年が233件、その前が201件、逆に言うと2年前にちょっと様式を見直して改訂したというところがありまして、かなりの数が……

○青木委員 書きやすくなった。

○田中教育支援課課長補佐 出されるようになってきています。

○稲葉教育支援課長 それで、私も6年前までは教育支援課にいたんですけども、学校とか保護者と接していても、以前は自分のお子さんの発達の課題が若干気づかれていても、余り支援を受けることを拒絶するような傾向もあったんですけども、この数年で、やはり適切な支援が受けられるのであれば積極的に受けたいという、そういった声が少しふえているような気がします。就学支援シートの一番のメリットは、保護者の意思で自分のお子さんの状況を伝えられる。それに基づいて、学校と保護者が同じ視線で、同じ方向に向かって話ができるということですので、これが一番メリットだと思っています。こういった施策が保護者の間で正当に評価されて、今広がっているという流れになっていきますので、教育支援課としても、そういった方向で進めていきたいと考えております。

○青木委員 多分新しい様式を見ていないんだと思うんですが、それでも実際、小学校に上がって、ちょっとなかなかお認めにならない保護者の方がいて、周りからは言えないじゃないですか。あなたのお子さん、こうでしょうとは言えないので、言えないまま問題があれば学校に言うしかない。学校から言っても、ちょっとよろしくない感じになってしまうというのが実際にあるものですから、そういった場合、誰がどう助けてくれるんだろうというすごく心配はしてまして、その子が明らかに学級についていけなくなってから、親が気がつくんでは遅いので、もっと積極的に言える人っていないのかなって思っているんですね。

○橋本部長 ありますか、では。

今の話は、実は施策13のお一人お一人の気持ちをくみとる場とか、相談できる場、いわゆるシートの話の書式の話だけじゃなくて、やはり相談の話も含まれていると思いますのでね。この辺は、やはり今ご意見が出たとおり、いろんな課題がまだまだあると思いますので、引き続き相談・支援の充実とかシートの書きやすさ、それを使つての連携の仕方という工夫が必要だということだと思いますね。

ほかに、いかがでしょうか。

はい、どうぞ。

○古賀委員 僕は実際の場面はわからないんですけども、保健師さんとか、保健室というのは、今充実しているんですか。医療、どうなんですかね。昔はよく保健室登校とあって、今もやっているところあると思うんですけども、それは今どうなっているんですか。余り言葉、1つも入っていないんですよ。

○橋本部長 不登校とか不登校傾向にあるお子さんが、いわゆる保健室でサポートを受けるといふような実情も、まだまだ学校なんかではあると思うんですけども、その辺のことは教育支援課での特別支援教育絡みではつかんでいらっしゃいますかね。

○古賀委員 これ一般的に保健師さんとかっているでしょう。まず、スタッフは全部いる、ちゃんと充実して。

○橋本部長 養護教諭は、全校にももちろん配置されていますよね。

○古賀委員 その育成とか、教育とか、そういうことは。しかも、不登校だから、その扱い方とかというのは、経験だけでというみたいなことないではないと思うんですよ。そういう方々の教育とかどうしているか。

○橋本部長 研修も含めてということですが、いかがですか。

○田中教育支援課課長補佐 養護教諭の先生はほとんどが、それこそ先ほどの特別支援教育

のコーディネーターをやられておりますので、まあ研修に関してはコーディネーター連絡会の中で研修を行っております。実際にその不登校とかに限ってお話をしますと、今でもやはり保健室登校というのはございますし、一定、例えばクールダウンできるような形の扱いをすることかということをしていただいております。

○古賀委員 ここは特に施策にないから、一応今のままでいいんだ、そういう話なの。

○田中教育支援課課長補佐 今のままでいいか。難しいですね。

○古賀委員 何か全体を見ると、医療的な視点が欠落しているという感じです。文言に一言ぐらい入っているんだけど、何か抜けている気がするんですよね。だから、その辺はいいのかどうかといたら、どうなんですかね。

○稲葉教育支援課長 私もいろんな委員会の中で、やっぱり学校だけでなかなか対応できないお子さんのケースが出てきていますので、医療との連携を今のこの段階ではちょっと記述が若干少ないという委員のご指摘がありましたので、ちょっと事務局のほうでもう一度何かどこか記述を入れるかどうか、少し検討させていただく時間をいただければと思うんですけども、ちょっと今までの過去の議論も踏まえて、ちょっとこちらのほうで少し。

○橋本部長 ほかにも、いかがでしょうか。

はい、お願いします。

○熊井委員 きょういただいた資料で、今後の方向性というのがあって、これ資料①ですよ。資料②が、具体的な施策が12から15あって、そして今協議している資料④が施策の方向性というので、ちょっと私自身、整理できないので困っています。

実際の書きっぷりは、きょういただいた学校教育部会に倣うとと言うと変ですけども、どうなんですか、今後の方向性があるって、次に今協議している施策の方向性がくるんですか。その後に、いわゆる資料②、施策が12・13・14・15と。そこはどうなんですかね。ちょっとそこを整理していただければと思うんですけども。

○橋本部長 どうぞ、お願いします。

○大杉教育企画課長 全体ですので、私のほうから説明いたしますと、資料②は②-1とか2とかあって、施策の12・13・14・15というのは、こちらのA3のところではいいまして、この施策と書いてある27のところの中の真ん中の12から15ということになります。ですから、それをまとめたものが、今、施策の方向性4ということになりまして、今、「子ども一人一人の教育的ニーズに応える特別支援教育を推進します。」というところになってきます。ですから、今回の資料①の今後の方向性といいますのは、この中身を議論するため、ディスカッションす

るための題材ということで、学校教育計画のどこかの本文にストレートに入ってくるということではないかなと思っています。あと、今ちょうど議論されています資料④が、学校教育部会でいいますと、この資料③のところ当たっていきます。

以上です。

○熊井委員 そうすると、今後の方向性というのは文章化されないと。

○稲葉教育支援課長 資料①に記載をした、資料①、最初に検討した、これの文言は、このまま直接記載はされずに、資料の④の上に施策の方向性とありますね、このA3のこの内容が、実際には使われるという形になります。このA3の今、最後にご説明したお話ですね。最初に検討した資料①は、そのまま記載をされない、本の中には入らないということです。

○熊井委員 ああ、そういうことですか。では、ここでの論議を深めるための……

○稲葉教育支援課長 そのとおりです。

○熊井委員 ああ、そういうことですか。

○稲葉教育支援課長 ええ、そのためにこの資料①がありまして、ここで1回、ディスカッションしていただいて、次の施策の体系の理解を、議論を深めていただくための最初の導入部分のために、方向性を少し議論していただいたという形になります。

○古賀委員 では、順番の入れかえをしたのは、そのためだけにやったわけですか。

○熊井委員 何か何のために前回やったのかというと、今後の方向性、結構論議してね、これは当然、文章化されるという前提で……

○稲葉教育支援課長 資料①の今後の方向性の話を受けて、文章量としてはかなり減っていますけれども、この最初の資料④の今後の方向性の最初のこの2段落ですね、ここが少し集約されたようなイメージなんですけれども、委員さんのおっしゃるとおりかなり、それが全部ここに入っているかということ、そこはまた議論が分かれると思うんですけれども。

○熊井委員 いや、内容的にはかなり重なっているなというふうに思っていたんですけれども、ではいろいろ論議してきた合理的配慮とか、いろいろアからカとか、こういうのは、まあ後のその内部への共通理解を図るためにと、そういうことになるんですか。

○稲葉教育支援課長 それと、先ほど一度ご説明したんですけれども、今つくっている計画とは別に、前回も少しお話をして議論が出たんですが、特別支援教育につきましては施策と主要事業と、あと推進項目というちょっと細かく3層に分かれていて、推進項目を最初に重点事業という形で議論をさせていただいた経過もありまして、特別支援教育についてはアクションプランという形で別のものを作成する。それが、資料②の2枚目の施策の15の下に書いてあり

ます「なお」から書いた先ほどご説明した文書ですね。施策の15の一番下、星マークがありまして、「なお」から書いてありますこれらについては、別途作成の「武蔵野市の特別支援教育について」（仮称）、これは今ちょっとアクションプランも考えているんですけども、これはまた別途作成していくという形になっております。

○古賀委員 これ、誰が考えているの。

○稲葉教育支援課長 これは、今のところ事務局のほうで……

○古賀委員 それは、また我々、議論する時間がないでしょう。

○稲葉教育支援課長 そうです。それはあくまで今、ここで方向性を出していただきましたので、行政の計画として、アクションプランという形で実行計画的なものを事務局のほうで作成するというふうに考えて。前は、特別支援教育計画と一本で、かなり1年かけて広く深くやったんですけども、今回は学校教育計画という全体の枠に入りますので、過渡期ということで……

○古賀委員 なるほど。割と細かく文言までやったの、全部何か無駄な時間を過ごしたような気がしないでもないんですけども。だから、アクションプランは、勝手じゃないが、そっちがつくるというんでしょう、今までの我々のディスカッションを受けて。そのアクションプランそのものを、もう一回こちらでフィードバックして見直すということはしないんですか。

○稲葉教育支援課長 今のところは、ちょっとその予定はしていないんですけども。

○古賀委員 随分無駄なことをしたような気が、無駄な時間を過ごしたような気がするんですけども、それを見ないとほとんど意味がないんじゃないかという気もするので。そうでもない。

○橋本部長 はい、どうぞ。

○小山田委員 今すごく大事な話をされていると思うんですね。一体化という問題の中で、今のことが本当に大事になってきて、例えば全体計画のここに、この最後の資料④が入りますというだけでは、この4つの項目ってどういう背景で、どういうためにこの4つが出てきたのかということがわからないで、ただここに入れます、この文章を検討してくださいでは、計画全体の流れの中でこの文章の検討ができないと思うんですね。だから、無駄と言われればしようがないんですが、きちんとこの4つの文章をつくるために、今の流れのもとにこういう訂正になっているんですと。でも、それが例えば市民とか多くの方たちに理解できないと、この意味がなくなってしまうので、ぜひここに書いてあるように、今のようなこういう成果と課題もこの前、出しましたよね、前の。そういったものとか、武蔵野の特別支援教育の今の現状、そ

して今後の方向性、今のようなこういう施策の体系というようなものが、皆さんに理解してもらわないと今後特別支援教育をどう進めるかというのが具体化できないので、それはぜひ別冊というような形で、武蔵野の特別支援教育というふうな形にして、ここに反映していきまస్తుて書いてあるので、そちらも物すごく意味を持ってくると思うので、今出た話は決して無駄な話じゃなくて、大事な話なのかなと……

○古賀委員 ここは決める場じゃないということですよ。意見を言う場だということですよ。

○稲葉教育支援課長 方向性を。ちょっとまだ事務局のほうで、例えばアクションプランの全部を出さないにしても、骨子を何らかの場でちょっとお示しするとか、そういった工夫はできるかと思います。かなりきょう、今いろんなご意見をいただきましたので、ちょっと事務局のほう、若干説明不足があったかなと、それは認識しておりますので……

○古賀委員 では、アクションプランは、具体的に動く際の具体的なことが書いてあるということで、その中にきょうディスカッションしたことは全部盛り込まれているんだということはいんですね。

○竹内教育部長 市のいろんな計画って、例えば長期計画もそうなんですけれども、きょう今後の方向性、どう生かすかという観点でいうと、かなり一つの文章になっているので、そこに至るまで、かなり長期計画にしても、そういう基本的な計画ならなおさらだと思うんですけども、背景があったり、そこへ至るいろんな議論があると思うんですが、そこは計画では表現されていないので。さっきアクションプランと言いましたけれども、行政としてはその専門家、いろんな方のご意見をここでフィックスして、その後、行政として実施計画としてどう立てるかというのはいろいろあるんですね。その中で、どういうふうに反映するのか。それを我々としても、この中で、事務局でこの議論をずっと聞いていますので、その中ではさっき言ったようなアクションプランの中で、当然それが反映されていきますし、その方向性に従って行政としての計画は当然立てていく予定です。

○古賀委員 そのプランを、では誰が評価する、プランが実行されているかどうかというのは誰が見る、それは行政のほかに、それを見ている組織があると。

○竹内教育部長 当然そのアクションプランというのは、特別支援の部分を含めた学校教育計画の進捗の中で、先ほどの委員会ももちろんそうでしょうけれども、その中でそれに沿った形でアクションプラン、当然つくりますので。

○橋本部長 今の資料①の今後の方向性は、具体的にいろいろと時間をかけて議論もして

いますので、恐らく（仮称）「武蔵野市の特別支援教育について」と別途作成していただくアクションプランの中に、これは入るであろうというふうに理解してよろしいですね。

それから、さまざま、この前の最初の部会だったと思いますが、いろんな資料が、武蔵野市で取り組まれている実践のこととか、実情とか課題なんかもまとめていただいていたと思いますので、そういった形のこと何らかの形で、この冊子になって出てくるわけですね。

あと、今、古賀先生からもご指摘ありましたが、アクションプランは、議論はできないにしても、恐らくこの部会の委員の皆さんは、拝見したいというふうに思っていると思いますので、ぜひ学校教育計画ができた後だと思いますが、出していただいて、見れる機会といえますかね、つくっていただけるといいかなと思います。

済みません、ちょっとお時間がきてしまいました、どうしてもという方、いらっしゃいますか。このほか、別に項目として、ご質問、ご意見として。

済みません、まだまだ議論は尽くせないと思いますが、予定した時間が過ぎてしまいましたので、本日はこれにて特別支援教育部会の実は最後の議論でしたが、終了させていただきたいと思います。

済みません、進行が不手際です。

◎その他

○橋本部長 では、事務局のほうから、次回の会議等について、ご連絡をお願いいたします。

○大杉教育企画課長 次回は学校教育部会と、また一緒になりました合同の策定委員会ということでございます。7月24日、木曜日、午後7時から、ここ市役所の601会議室、今度またお隣の6階になります。601会議室でございます。また、その次の委員会の日程も決まっております、9月4日の木曜日、午後7時から、こちらはきょうと、この部屋と同じ部屋でございます。412会議室となります。

以上でございます。

○橋本部長 また、日程については後日、ご案内が来るかと思えます。

最後に、葉養先生、委員長から何かございますか。次回からまた先生のほうに進行が移りますけれども、よろしいですか、それでは。

○葉養委員長 ええ。

◎閉会の辞

○橋本部会長 では、きょうはこれにて閉会させていただきます。

お疲れさまでした。

午後 9時02分閉会